

Ⅱ 農用地土壌汚染対策地域について

1. 農用地土壌汚染対策地域指定制度の概要

農用地土壌汚染防止法では、特定有害物質*による農用地土壌の汚染により、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されること、又は農作物等の生育が阻害されることを防止するため、以下の指定要件を満たす地域を都道府県知事が「農用地土壌汚染対策地域」として指定することができます。

※特定有害物質…カドミウム、銅及び砒素

人の健康保護の観点から定められた指定要件

- ・当該農用地で生産される玄米中のカドミウム濃度が 1.0mg/kg 以上である地域またはそのおそれが著しい地域

農作物等の生育阻害の防止の観点から定められた指定要件

- ・当該農用地（田に限る。）の土壌中の銅濃度が 125mg/kg 以上である地域
- ・当該農用地（田に限る。）の土壌中の砒素濃度が 15mg/kg 以上である地域

「農用地土壌汚染対策地域」では、「農用地土壌汚染対策計画」を策定し、これに基づき対策を進めていくほか、必要に応じて特別地区を指定し、作付けに対する勧告を行うことができます。

2. 対策地域の指定状況

平成 19 年度末現在における農用地土壌汚染対策地域の指定状況は、参考資料のとおりです。